第 5102 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年11月 6日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町２－４－６ Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♤ 生産性向上設備投資促進税制の要件

**Q**：生産性向上設備投資促進税制を受けようと思っています。工業会から証明書をもらえば適用が受けられますか？

**A**：生産等設備を構成していないような場合は適用されませんので注意してください。

【解説】

生産性向上設備投資促進税制は、生産性向上設備等を取得して、これを事業の用に供した場合に適用される制度で、この生産性向上設備等とは、次の３つの要件を満たすものとされています。

①生産等設備を構成する一定の資産であること

②産業競争力強化法の生産性向上設備等に該当するものであること

③一定の取得要件を満たすものであること

したがって、この３つの要件の全てを満たさなければならないのですが、お尋ねの工業会からの証明書は、②の要件を満たすことの証明にはなりますが、①と③の要件を満たすものであることを証明するものではありませんので、この要件を満たしてのかどうかを確認しなければなりません。

その設備が、生産等設備を構成していないような場合や生産等活動の用に直接供されていないような場合は、適用がありませんので注意してください。